

令和4年4月4日

入札参加者 各位

大津市企業局契約管財課

入札にかかる見積内訳書の取り扱いについて【重要】

大津市企業局の公共工事、建設コンサルタント業務委託等の入札については、見積内訳書の提出を義務付けておりますが、平成27年4月に改正された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の主旨に基づき、見積内訳書の提出について、市長部局では既に取り扱いを明確にされておりましたが、企業局におきましても同様に取り扱いを明確化します。

要件に合致しない場合については入札を無効とする場合がありますので、作成・提出については十分にご注意ください。

1 見積内訳書の作成要件（この要件に合致しない場合、入札を無効とする）

- (1) 見積内訳書の税抜き合計金額と入札書記載金額（入札書の入札金額）は一致させること。
- (2) 見積内訳書には、工事（委託）名称、工事（委託）場所、商号または名称を明記すること。誤字・脱字が軽微なものであり、かつ、対象工事（委託）等の特定が明確であると入札執行者が判断した場合以外は、入札を無効とする。
また、紙により提出する場合は、代表者職名、代表者氏名についても記載したうえで押印を必要とする。
- (3) 見積内訳書の計算過程において、積算根拠が明確でない値引きにより入札金額と一致させているものは入札を無効とする。ただし、千円未満切捨ての端数処理については可とする。
- (4) 他の業者の見積内訳書（見積に他の業者名が記載されている場合や、下請業者からの見積書がそのまま付いている場合も含む）が添付されている場合は入札を無効とする。
- (5) 見積内訳書の作成は一式計上ではなく、当該工事（委託）に係る設計書の積算体系に準じて、**案件ごとに公開している金抜き設計書、数量公開の項目以上（単価表は不要）の内訳書を作成すること**とし、特に諸経費の計上については金抜き設計書・数量公開項目記載の有無にかかわらず、次の（6）を確認のうえ注意して作成すること。
金抜き設計書等の公開がない委託業務案件については、積算根拠「人工×単価」等がわかるような内訳書を作成すること。
なお、指名通知書、公告等において上記以外の項目までを記載する必要がある旨の指示がある場合はそれに従うこと。

- (6) 金抜き設計書・数量公開項目記載の有無にかかわらず、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費について各々計上すること。なお、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費を各々「一式」として表示することすることは認めるが、各諸経費を一括して「諸経費一式」等で記載することは認めない。
- (7) 紙入札での参加の場合は、入札書・見積内訳書を封筒に同封して、入札書提出締切日時までに持参により提出すること。

※内容確認を行った結果、入札が無効となった場合は、入札・見積結果に「無効」と表示されます。

2 適用日について

この取り扱いについては、令和4年6月1日以降の入札公告、募集案内または指名通知を行う案件より適用します。